



平成24年6月29日

別府市障害者自立支援協議会
会 長 田 川 収 一 様

別府市障害者自立支援協議会
条例制定作業部会長 萩野 忠好

「障がいのある人もない人も安心して安全に暮らせる
別府市条例（仮称）」の骨格の検討状況について（報告）

標記のことについては、第1回から第6回までの会議で決定した事項を下記のとおり報告します。なお、3の(2)の実体規定に係る条例案に明記すべき事項及びその考えについては、第8回及び第9回のまとめの回において、修正等を行う場合があります。

記

1 題名について

【第2回会議決定事項】

平成24年7月25日（水）開催予定の第8回会議で議論

2 前文について

【第2回会議決定事項】

平成24年7月25日（水）開催予定の第8回会議で議論

3 本則について

(1) 総則的规定

ア 目的規定

【第2回会議決定事項】

平成24年7月25日（水）開催予定の第8回会議 又は
平成24年8月22日（水）開催予定の第9回会議で議論

イ 定義規定

【第2回会議決定事項】

定義付けする用語がある場合に実体規定と並行して議論

ウ 理念規定

【第2回会議決定事項】

平成24年7月25日（水）開催予定の第8回会議 又は
平成24年8月22日（水）開催予定の第9回会議で議論

(2) 実体規定

【第1～3回会議決定事項】

会議回数	開催日	実体規定の議論する項目
第4回	平成24年3月28日（水）	①相互理解の促進、②権利擁護
第5回	平成24年4月25日（水）	③生活環境、④雇用・就労
第6回	平成24年5月23日（水）	⑤保健・医療、⑥保育・教育、⑦ 芸術文化・スポーツ、⑨その他
第7回	平成24年6月27日（水）	⑧生活支援

① 相互理解の促進

（条例案に明記すべき事項）

市の責務として、社会モデルについて正しく啓発・広報を行うこと。

（その考え）

障がい者に対する医学モデルから社会の障壁や制度等にある社会モデルが重要であり、その事について正しい啓発・広報を行ってほしい。

（条例案に明記すべき事項）

市の責務として、義務教育における「正しい障がい者教育」を行うこと。

（その考え）

幼児期から後期中等教育を含む障がい者別の理解と協力を得るための教育を系統的に行ってほしい。

（条例案に明記すべき事項）

市の責務として、地域にある団体、組織等へ連携組織化を図ってほしい。

（その考え）

地域にあるあらゆる団体・組織等の横の連携・協働を図るために積極的に支援いただきたい。

(条例案に明記すべき事項)

当事者・家族・関係者が主体的に啓発・広報・交流等について積極的に行動を行う。

(その考え)

当事者・家族が主体となってあらゆる機会に組織化をはじめ行動を行い相互理解に務めたい。

(条例案に明記すべき事項)

市民（地域）は、障がい者について理解、協力を務めたい。

(その考え)

市民（地域）の理解が無ければ相互理解は進展しない。市民は機会を促へ、障がい者への理解・協力を深める。

(条例案に明記すべき事項)

市の責務として財政的に支援を行うこと。

(その考え)

条例制定に伴う事やその後についての財政的支援を行うこと。

② 権利擁護

(条例案に明記すべき事項)

何人も障がい者に対し、差別をしてはならない。

(その考え)

障がいのある人もない人も同じようかけがえのない人生を自分らしく地域で生きる権利がある。

(条例案に明記すべき事項)

合理的配慮

(その考え)

障害者権利条約第 19 条には「すべての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を認めるものとし」と、規定されているように、障がいによりできないことは支援を受けながら普通に人生を過ごすことができるようにすべきである。特別なことを求めているわけではない。社会的障壁という言葉も入れる。

(条例案に明記すべき事項)

障がい者に対しての虐待禁止

(その考え)

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第 79 号の定義に障害者虐待の類型は 5 つと規定されているが、それを検討する虐待禁止委員会の設置が必要。

(条例案に明記すべき事項)

相談・助言及びあっせんの申立て

(その考え)

市の機関に設置する。

(条例案に明記すべき事項)

権利侵害に対する解決手段

(その考え)

権利侵害に対して解決する仕組みが必要。

③ 生活環境

(条例案に明記すべき事項)

市は、道路における段差の解消、歩道の確保、視覚障がい者誘導ブロック、音声案内等の整備に努めるべきであること。

(その考え)

車イス利用者や視覚障がい者の歩行に支障が来たす事態の解消が進んでいないため。

(条例案に明記すべき事項)

公営住宅のUD化、公営住宅における障がい者・高齢者専用住宅の一層の確保を市に義務付けること。

(その考え)

障害者基本法第 20 条の求める地方公共団体の責務が十分には果たされていないため、特に、既存の市営住宅のUD化改造に努める必要があると考えられるため。

(条例案に明記すべき事項)

市は、民間共同住宅のＵＤ化に対して、補助金の交付等の支援制度を整備すべきであること。

(その考え)

障がい者専用の公営住宅の整備の不足を補うためには、障がい者の入居可能な民間アパートの確保が不可欠であり、そのためには、改造費等の援助制度が必要となるため。

(条例案に明記すべき事項)

市は、障がい者の民間住宅の賃借を円滑化するため、①障がい者を理由とする入居拒否を禁止し、②障がい者が賃借する際の保証人制度を整備すべきこと。

(その考え)

障がい者が民間住宅を賃借することが今猶困難な状況があり、これを克服するために必要な処置を講じる必要があるため。

(条例案に明記すべき事項)

障がい者のためのショートステイ、グループホーム、福祉ホーム高齢者入所施設の整備に努めるべきことを明記すること。

(その考え)

これらの施設の整備は、親亡き後の問題の解決にも結びつくものであり、特に早急に整備すべきことが求められるところ。市内には、知的障がい者のためのグループホームが全くないという状況にあり、精神障がい者のためのグループホームも不足している状況にある。

市は、これらの施設の整備に関する基本計画を立て、年度ごとの整備目標を具体化するとともに、補助金の交付等に努めるべきである。

(条例案に明記すべき事項)

市及び事業者は、公共的施設を建設するにあたっては、計画段階において障がい者の要望を聴取する機会を必ず設けるべきである旨を明記すること。

(その考え)

公共的施設をＵＤ化することは、法令上も義務付けられているところであるが、障がい者の要望を事前に聴取して計画化するという手順が守られていないために、建設完了後に手直しを迫られるというケースが多く見られている。

(条例案に明記すべき事項)

市及び事業者は、障害者基本法 21 条 2 項に基づいて、公共的施設に求められる措置としての障がい者専用駐車場、トイレ、音声によるガイド、手話・筆記手段の確保につとめるべきこと。

(その考え)

公営温泉、ＪＲ、スーパー、コンビニ、ＡＴＭ、市役所対応窓口、銀行等において、障がい者の利用を一層容易にするため。

(条例案に明記すべき事項)

市及び事業者は、車いす利用者、視覚聴覚障がい者のＪＲ、バス、タクシーへの利用を円滑にするため体制の整備、研修の実施等につとめるべきこと。

(その考え)

車いすによるＪＲの利用が不可能なこと、支援連絡が不十分であったり、運転手による乗車拒否、迷惑顔、リフトバス、低床バスの不足等の問題が解消していないため。

(条例案に明記すべき事項)

市は、精神障がい者に対する交通手段の確保等に関する施策の拡充につとめるべきこと。

(その考え)

バス料金軽減等が精神障がい者には図られていないため。

(条例案に明記すべき事項)

市は、障害者に対する災害時の支援のあり方について東日本大震災の教訓を踏まえた基本計画の策定に取り組むべきこと。

その内容として、

- ① 要援護者リストの作成のあり方の再検討と援助者リスト、援助手順作成の必要性
- ② 福祉避難所の整備の必要性
- ③ 災害時の情報伝達システムの整備の必要性（特に視覚障害）
- ④ 避難後の支援のあり方、避難所の運営のあり方に関するマニュアルの作成の必要性
- ⑤ 障がい者に必要とされる災害用備蓄品の確保のための指針
- ⑥ 防災士を含む災害ボランティア育成システムの必要性
- ⑦ 日常的な防災ネットワークの構築に努めること

等を盛り込むこと。

(その考え)

これらは、東日本大震災の教訓として、特に重要な事項であり、本条例の目玉ともいうべきテーマである。

(条例案に明記すべき事項)

市は、市内各地区ごとに、障がい者・高齢者の参加する防災避難訓練を毎年実施することに努めること。

(その考え)

これらは、東日本大震災の教訓として、特に重要な事項であり、本条例の目玉ともいうべきテーマである。

④ 雇用・就労

(条例案に明記すべき事項)

事業者は、労働者の募集又は採用に当たって、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否し、又は条件を課し、その他不利益な取扱いをしないこと。

(その考え)

「単独で通勤ができるか」「車いすの方が使用できるトイレがない」「ADLが自立している」等々の欠格条項があることは間接的な差別にあたる。

また、採用試験に於いては、障がい特性に即した試験方法を実施すること。(合理的配慮)

(条例案に明記すべき事項)

事業者は、賃金、労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、障害を理由として、不利益な取扱いをしないこと。

(その考え)

- ・精神障がい者の特性に合わせた短時間労働の実施。
- ・重度身体障がい者の在宅就労の実施。
- ・福祉的就労に於ける工賃を増やす方策の実施。

(条例案に明記すべき事項)

事業者は、障がい者が働きやすい環境を整えるよう努力すること。

(その考え)

- ・働きやすい環境を整えるよう各種雇用助成金の利用を進める。
- ・ジョブコーチの利用、障害者職業生活相談員を配置し、障がい者の相談体制を整え、長期による就労に繋げられるようにする。
- ・会議、研修の際の資料等について障がい特性に即した合理的配慮を行う。

(条例案に明記すべき事項)

市及び事業者は、障がいを理由として、解雇し、又は退職を強いることを禁ず。

(その考え)

- ・雇用助成金が終わると無言の圧力や嫌がらせ等により退職を強いることが過去の事例であったと聞いたことがある。

(条例案に明記すべき事項)

市は、障がい者の希望と適性に応じ、障がい者が雇用契約に基づき就労することが可能となり、及び福祉的就労関係事業所（障害者自立支援法に基づく就労継続支援その他就労関係の事業を実施する事業所をいう。第 31 条第 3 項及び第 32 条において同じ。）における工賃の水準の向上その他必要な環境が整備されるよう、企業、関係行政機関その他関係者との連携及び協力により、必要な施策を講じなければならない。

(その考え)

- ・障がい者の雇用・就労の推進に向けた施策を講ずること。
- ・各種雇用助成金の活用の啓発と助成金制度では対応できない通勤支援等の公的サービスの利用を可能とする新たな施策の推進。
- ・官公需及び一般入札の際の障がい者雇用事業所へのより一層の配分増加措置の実施。

(条例案に明記すべき事項)

市及び障がい者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条第 1 項に規定する事業主又は使用者は、同条第 2 項で定める障害者雇用率の達成はもとより、一層の障がい者雇用の促進に努めなければならない。

前項以外の事業主又は使用者は、事業内容などを勘案して、障がい者の雇用促進に努めるものとする。

(その考え)

- ・現在、市の障害者法定雇用率は達成されてはいるが、まだまだ数的には少ないと言わざるを得ない状況にある為、より一層の雇用が望まれる。
- ・職種は色々ありますが、様々な障がい、また、重度、軽度に係らず就労が可能となるよう事業者には雇用形態、仕事内容の細分化をお願いしたい。

⑤ 保健・医療

(条例案に明記すべき事項)

市は、障がい者及びその家族が安心して医療を受けられるための施策を講じること。そのために、各現場の垣根を越えて連携し、また必要な財源を確保すること。

(その考え)

障がい者及びその家族は、様々な困難を抱えており、医療を受けることがままならないことがある。また、個別の障がいについて医療関係者に知識や理解がなく対応が困難な場合もある。したがってだれもが医療受けられることを保障するための支援策、及び医療関係者の障がいへの理解を進めることが不可欠である。

特に以下の事項を実現する必要がある。

- ・自立支援法、地域生活支援事業における別府市独自の施策の拡充と必要な財源の確保。
- ・医療現場での介護サービス利用（コミュニケーション支援・通院支援の拡充等）の実現。
- ・65歳になる障がい者への介護保険1割利用料金負担の減免施策の実施と市単独での財源の確保。
- ・医療、介護、教育現場との連携による発達障がい児への相談体制と適切な支援及び保育、義務教育を安心して受けられるような施策の実施。また、これら施策に係る人材の育成。

(条例案に明記すべき事項)

市は、緊急を要する事態についての対応を確立すること。

(その考え)

精神科等の緊急時の対応は不十分である。その対応を民間病院のみに委ねるのではなく、公的な対応が不可欠である。自治体が責任を持って、病院、家族会、消防等の連携をすすめ対応を充実させることが必要である。

(条例案に明記すべき事項)

市は、医療現場の改善に障がい者及びその家族の声を反映するよう仕組みを整備する。

(その考え)

市が実施したアンケート及び条例をつくる会のアンケートにおいても、医療現場における具体的な課題が様々に指摘されている。これらの声を放置せず、一つずつ改善されるための仕組みが欠かせない。

(条例案に明記すべき事項)

市は、障がい者が住み慣れた地域で暮らすことができるように、地域における障がいへの理解を進めるとともに、自治委員・民生児童委員・保健・医療・福祉・教育関係者等による地域における障がい者とその家族への理解と支援のシステムを確立する。

(その考え)

障がい者とその家族は、周囲に理解してもらえない困難を抱えて地域で暮らしている。その実情を理解し、様々な立場の人たちが協力して支え合う地域をつくることが安心して暮らせる地域をつくることになる。

(条例案に明記すべき事項)

市は、保健・医療サービスを利用しやすくするために、国や県に対して提言するとともに、市独自で可能な取り組みは積極的に推進する。

(その考え)

医療費の支払や手続きについて、簡素化を進めている地域が増えていくが、本県・本市では取り組みが進んでいない。外出や書類の記入が困難等の人たちに対する手続きの簡素化は急ぐべきである。

具体的に、重度心身障害者医療費の医療機関窓口での精算体制の早期実施が必要である。

(条例案に明記すべき事項)

医療、介護等の事業者は、従事者に対して、障がい者（児）や障がいに対する理解を進めるための研修を受けさせるよう努めなければならない。

(その考え)

現在の障がいの定義を「社会モデル」と考えた時に、これまでの範囲では収まらない部分が出てくると考えられることから、様々な障がい種別に関する知識や技術が望まれる。これらスキルや経験のための研修を実施する際は、有識者のみならず当事者やその家族を講師として招致し、経験や思いを聞く機会をできるだけ多く設けることが望まれる。

⑥ 保育・教育

(条例案に明記すべき事項)

市は、小学校就学前の障がいのある子どもに対し、共に生き、共に育ち合う保育を基本とし、他の児童とともに集団幼保育を実施すること。

(その考え)

障がいのある子どもの健全発達には、他の子どもと遊びや学びなどを共に行うことにより、障がいのある子どもはもとより他の子ども達にも、地域にも健全な発達を促す。

(条例案に明記すべき事項)

市は、教育を受けるに当たり、日本国憲法をはじめ、教育基本法、障害者基本法に基づき、教育の機会均等を保障されなければならない。

(その考え)

教育を権利として受け止め、誰もが等しく権利を行使出来るよう条文化してほしい。

(条例案に明記すべき事項)

市は、就学時はもとより就学前の幼保を含め包括的な支援を行わねばならない。

(その考え)

現状は障がい児の希望や保護者の希望がかなわない。

(条例案に明記すべき事項)

市は、義務教育の中で障がいの正しい理解を得られるようカリキュラム等に位置付けるとともに、児童、生徒、保護者等に対して、福祉教育を行ってほしい。

(その考え)

障がいの正しい理解を子どもの段階から教育してほしい。

(条例案に明記すべき事項)

教職員に対し、障がいについて、研修をはじめレベルアップをするべき。

(その考え)

教職員での障がい児（者）の正しい理解が不十分と思われる。

(条例案に明記すべき事項)

市は、特別支援学校や普通校等との連携や調整を図るため教育センター等を設立する。

(その考え)

横の連携（県立・市立）を調整し、障がい児が安心出来るようにしてほしい。

(条例案に明記すべき事項)

市は、外国籍の児童（障がい児含）に対しても、就学、福祉教育等されたし。

(その考え)

別府市はA P Uはじめ外国籍の人々が多い。

(条例案に明記すべき事項)

市は、教職員に対し「社会モデル」の考え方等を啓発し、障がい児（者）の正しいモデルを示してほしい。

(その考え)

教職員が社会モデルの考え方の理解が不足している。

⑦ 芸術文化・スポーツ

(条例案に明記すべき事項)

芸術文化、スポーツに参加する為には、サポート体制づくり、指導員の育成が必要である。又、参加できる場所、スポーツ芸術の種類に関する情報の提供を積極的に行なうべき。

(その考え)

この芸術文化、スポーツについて市民からの意見がないということでしたが、日中、平日は学校や作業所へ行っている障がい者（児）の土日の余暇活動場所、参加できるサポート体制、スポーツ・芸術を指導できる指導員の育成と派遣体制がなく、余暇活動の広報の仕方など問題がある。

⑨ その他

(条例案に明記すべき事項)

なし。

(その考え)

所得保障と親亡き後の問題について、今後、細分化して議論していきます。

(3) 罰則規定

【第2回会議決定事項】

平成24年7月25日（水）開催予定の第8回会議で議論

（まずは、設けるのか設けないのかという議論を行い、設けるという結論に至った場合は、具体的事項を議論する。）